

米国会計関連情報 最近の論点

FASB—非公開企業に関する 新たなガイダンスを公表

FASB及び非公開企業審議会 (Private Company Council, PCC) は、非公開企業の意思決定フレームワーク(フレームワーク)及び公開営利企業 (public business entity) の新たな定義を含む、非公開企業に関する新たなガイダンスを公表した。基準設定主体はこの定義に基づいてフレームワークから除外すべき企業を特定し、U.S. GAAPの例外規定または代替的な会計処理を非公開企業に提供する新たな会計基準の適用範囲を決定する¹。

FASBはまた、PCCと共同で初めて策定したのれん及び金利スワップの会計処理に関する基準書を公表した²。

【背景】

- FASBとPCCは、非公開企業にU.S. GAAPの代替的な会計処理を提供するか否かを判定する際の目的適合性及びコスト・ベネフィットの評価に、このフレームワークを用いる。
- 公開営利事業の新たな定義は、新たな会計基準の適用範囲を決定する際に用いられるように策定された。
- 非公開企業は、のれんを償却する代替的な会計処理を選択適用することができる。この代替的な会計処理により、非公開企業はトリガーとなる事象が発生した場合にのみ減損テストを実施する会計処理が認められる。
- 非公開企業は、変動金利の借入金に係る金利リスクをヘッジするための単純 (plain-vanilla) な金利スワップについて、簡便的なヘッジ会計アプローチを選択適用することができる。この簡便的なヘッジ会計アプローチにより、非公開企業による変動金利の借入から固定金利の借入への経済的転換を財務諸表に反映することが容易になる。

1 FASBとPCCの非公開企業の意思決定フレームワーク「非公開企業の財務会計及び報告の評価ガイド」2013年12月23日、ASU第2013-12号「公開営利企業の定義-マスター用語集への追加」。 www.fasb.orgより入手可能。

2 ASU第2014-02号「のれんの会計処理」、ASU第2014-03号「特定の変動受取/固定支払の金利スワップの会計処理—簡便的なヘッジ会計アプローチ」。 www.fasb.orgより入手可能。

【主な影響】

- このフレームワークは、公開企業と非公開企業とで会計及び報告に関するガイダンスが相違する可能性のある5つの領域（認識及び測定、開示、表示、適用日及び移行措置）について説明している。
- 既存の規定は公開営利企業の定義による影響を受けることはなく、ASC Topicに適用する公開企業の個々の定義を引き続き用いることになる。
- のれんに関する会計基準の非公開企業のための代替的な会計処理は、減損が発生する可能性を減少させ、減損テスト（該当する場合）を簡略化することを意図している。
- 簡便的なヘッジ会計アプローチでは、非公開企業はヘッジの文書化を完了させるための時間的猶予を有し、ヘッジ関係の非有効性は想定されず、スワップを決済価額または公正価値のいずれかで測定する。
- ASU第2013-02号及びASU第2013-03号は2014年12月16日以降開始する事業年度から適用され、早期適用は認められる。財務諸表をまだ公表していない場合、非公開企業はこれらのASUの代替的な会計処理を2013年12月31日に終了する事業年度の報告に用いることができる。
- 非公開企業のための代替的な会計処理を選択適用した非公開企業が、SECに財務諸表を提出することが要求される公開企業となった場合、公開企業の会計基準を反映するために財務諸表を作成し直す必要がある。

【PCCの沿革】

PCCは、非公開企業の財務諸表の利用者及び作成者のニーズに対応し、非公開企業向けにU.S. GAAPを改訂すべき箇所を特定するため、2012年5月に財務会計財団（Financial Accounting Foundation）により設立された。PCCは、FASBが検討中の論点についても非公開企業に関する事項について助言している³。

U.S. GAAPの改訂及び例外規定に関するPCCの決定は、FASBによる承認が必要となる。

FASBは2013年11月、のれんの会計処理及び簡便的なヘッジ会計アプローチの容認に関するPCCの2つの最終提案を承認した。これらに関するASUは2014年1月に公表された（このニューズレターの「非公開企業の会計基準」のセクションを参照）。

【非公開企業的意思決定フレームワーク】

FASBとPCCは2013年12月23日、このフレームワークを公表した。どのような場合に非公開企業のための代替的な会計処理を検討すべきかをFASBとPCCが特定するためのガイドとして、このフレームワークは作成されている。このフレームワークでは、非公開企業と公開企業とを区別する要素、並びに非公開企業と公開企業とで認識及び測定、開示、表示、適用日及び移行措置が相違する領域について検討している。

このフレームワークの策定に際して、FASBとPCCは非公開企業の利害関係者からコメントを入手した。収集したコメントは、非公開企業の財務諸表の利用者と作成者の両方からのものが含まれている。このフレームワークは、非公開企業と公開企業とで財務報告に差異が生じる次の5つの重要な要素を特定している。

³ 財務会計財団評議員会「非公開企業審議会の設立—最終報告書」2012年5月30日。www.accountingfoundation.orgより入手可能。

- 財務諸表利用者の数及び財務諸表利用者の経営者へのアクセス(通常、認識及び測定の代替的な会計処理には考慮されない)
- 財務諸表の主要な利用者の投資戦略
- 所有構成及び資本構成
- 会計に関するリソース
- 新たな財務報告ガイダンスの知識

このフレームワークは、非公開企業の財務報告に関する新たな概念フレームワークとはみなされず、最近公表された公開営利企業の定義とともに、非公開企業のための代替的な会計処理を提供すべきか否か及びどのような場合に提供すべきかをFASBとPCCが特定する際に役立てるためのものである。

【公開営利企業の定義】

このASUは、FASBが公表する非公開企業のための例外規定または代替的な会計処理を適用する資格のない営利企業の種類を特定する際に用いる、ASCのマスター用語集上の公開営利企業の新たな定義を規定している。

U.S. GAAPでは、公開企業の定義が他にも5つ規定されている。これらの定義は、既存の会計基準に引き続き適用され、公開営利企業の新たな定義は非公開企業に関する新たな会計基準の適用範囲を設定する際に用いられる。公開営利企業は、次のいずれかの要件を満たす組織である。

- (a) SECに財務諸表を提出する(file)または送付する(furnish)ことがSECから要求されている(任意提出者を含む)か、実際にSECに財務諸表を届け出ているまたは提出している(その財務諸表または財務情報をSECへの提出書類に含める必要がある、または実際に提出書類に含めている他の企業を含む)。
- (b) 改正後の1934年証券取引所法または証券取引所法のもとでの法規制により、SEC以外の規制当局に財務諸表を提出するまたは送付する必要がある。
- (c) 契約上譲渡の制限を受けない有価証券の売出しまたは募集の準備のために、(米国外または米国内の)規制当局に財務諸表を提出するか送付する必要がある。
- (d) 取引所市場または店頭市場で取引されている、上場されているまたは相場がある有価証券を有している(もしくはそのような有価証券のコンジット・ボンド債務者である)。
- (e) 契約上譲渡の制限を受けない有価証券について、法律、契約または規制上の要件に従って、U.S. GAAPの財務諸表(注記を含む)を作成し、定期的(例:期中期間ごと、年次ごと)に公衆の縦覧に供する必要がある。

この定義では、すべての非営利組織は、たとえ複数の要件を満たす場合でも、公開営利企業の定義から除外される。ただし、FASBは、非営利組織に非公開企業のための例外規定及び代替的な会計処理の適用を認めるか(すなわち、すべて認める、一部についてのみ認める、またはすべて認めないか)を決定する際に、財務諸表利用者のニーズ及び作成者のリソースといった要素を個々の会計基準ごとに検討する。

このASUは、1つまたは複数の要件を満たす場合であっても、ASC Topic 960、962及び965の適用範囲である従業員給付制度を公開営利企業の定義から除外している⁴。

企業は、その財務諸表または財務情報が他の企業のSEC提出書類に含まれているという事実のみによって、公開営利企業に該当する可能性がある。公開営利企業の定義のそれ以外の要件を満たさない企業は、SECへの提出書類に含まれない単体 (standalone) 財務諸表については、非公開企業のための会計及び報告の代替的な会計処理を適用することができる。

公開営利企業の連結子会社は、その単体財務諸表については公開営利企業とはみなされない。U.S. GAAPに含まれる既存の規定の一部では、公開企業の連結子会社を公開企業とみなしている。

KPMGの見解

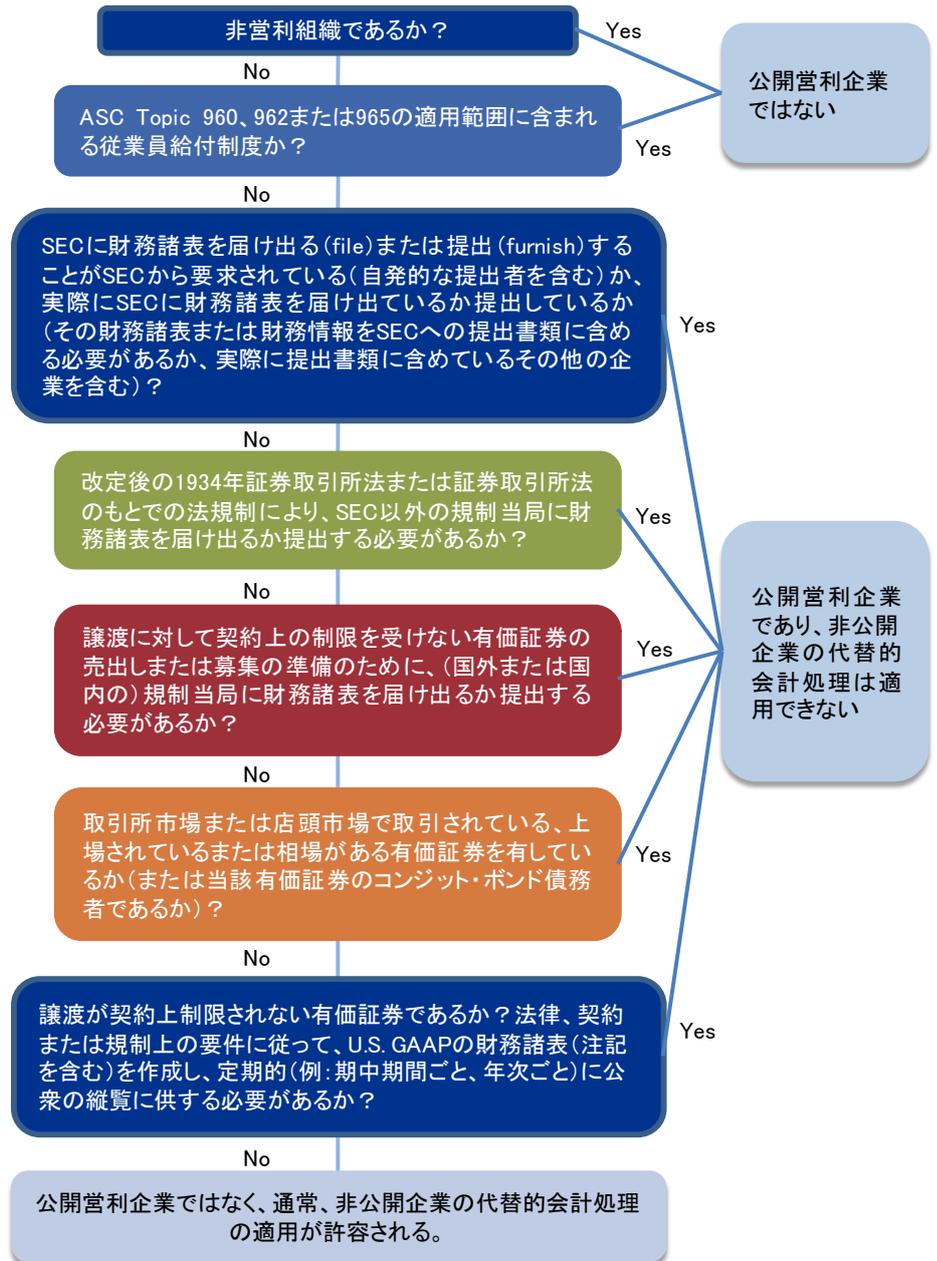
その財務諸表が他の企業のSEC提出書類に含まれているということのみをもって公開営利企業となっている企業は、次の2組のU.S. GAAP財務諸表を有する可能性がある。

- SECへの提出書類に含まれる、非公開企業のための代替的な会計処理を適用していない財務諸表
- 他の目的のために使用される、非公開企業のための代替的な会計処理を適用している財務諸表

親会社が公開営利企業であって、公開営利企業ではない子会社がその単体財務諸表に非公開企業のための代替的な会計処理を適用することを選択した場合、親会社の連結財務諸表においては公開企業のGAAPを反映するために、この子会社の財務諸表を調整しなければならない(非公開企業のための代替的な会計処理の影響を修正する)。

さらに、非公開企業である持分法適用会社が、非公開企業のための認識及び測定のための代替的な会計処理を適用しており、その影響が重要な場合、この持分法投資を行う公開企業は通常、これらの非公開企業のための代替的な会計処理による影響を修正する必要がある。

4 FASB ASU Topic 960「制度会計—確定給付制度」、Topic 962「制度会計—確定拠出制度」、Topic 965「制度会計—医療厚生制度」、www.fasb.orgより入手可能。



ASCのマスター用語集の改訂は、公開営利企業の定義を初めて使用することになる非公開企業の会計基準が公表された2014年1月時点で発効している。

アジェンダの全般的な優先順位付けの取組みと関連して、FASBは、現行の公開企業の定義ではなく公開営利企業の定義を使用して現行のU.S. GAAPを改訂するか否かを検討するための、本プロジェクトの第2フェーズの予備作業の実施を検討するようPCCIに指示した。

【非公開企業の会計基準】

のれんの会計処理

ASU第2014-02号は、当初認識後ののれんの測定について、非公開企業に代替的な会計処理を提供している。公開営利企業、非営利組織及び従業員給付制度は、このASUの適用範囲から除外されている。

代替的な会計処理を選択適用する非公開企業は、のれんを10年(または、より短い期間が適切と立証できる場合には10年より短い期間)で、定額法により償却する。

代替的な会計処理のもとでは、のれんの減損テストを企業レベルで実施するか報告単位レベルで実施するかについて、企業は会計方針の選択を行う必要がある。のれんの減損テストは、企業(または報告単位)の公正価値が帳簿価額を下回る可能性を示すトリガーとなる事象が生じた場合に限り実施される。

トリガーとなる事象が特定された場合、企業は定量的分析が必要か否かを判断するために、最初に定性的分析を実施することを選択できる。定性的分析が、のれんが減損している可能性が高い(more likely than not)ことを示す場合、企業は公正価値と帳簿価額(または報告単位の公正価値とその帳簿価額)を比較する定量的な減損テストを実施しなければならない。

のれんの減損損失は、企業(または報告単位)の公正価値と帳簿価額の差額で計上される。のれんの減損損失は、企業(または報告単位)ののれんの帳簿価額を上回ってはならない。

KPMGの見解

このASUは、非公開企業ののれんの事後測定に影響を与えるものの、税務上損金算入されないのれんに関する繰延税金負債の認識の例外規定(ASC第740-10-25-3(d)項)を変更するものではない(ASC第805-740-25-3項も参照)。KPMGは、ASU第2014-02号のもとで計上される、税務上は損金算入できない財務諸表上ののれんの償却は、未払法人税を算定する際に永久差異の項目として取り扱われると見込んでいる。

移行及び適用日

代替的な会計処理を選択適用する場合、適用を開始した期間の期首時点に存在するのれん及び2014年12月16日以降開始する事業年度に認識された新たなのれんについて、将来に向かって適用される。早期適用は認められ、非公開企業は、まだ財務諸表を発行していない場合には、2013年12月31日に終了する事業年度の財務報告に代替的な会計処理を適用することができる。

のれんの代替的な会計処理の適用を選択した非公開企業はその後、関連するすべての測定及び開示規定を適用する。

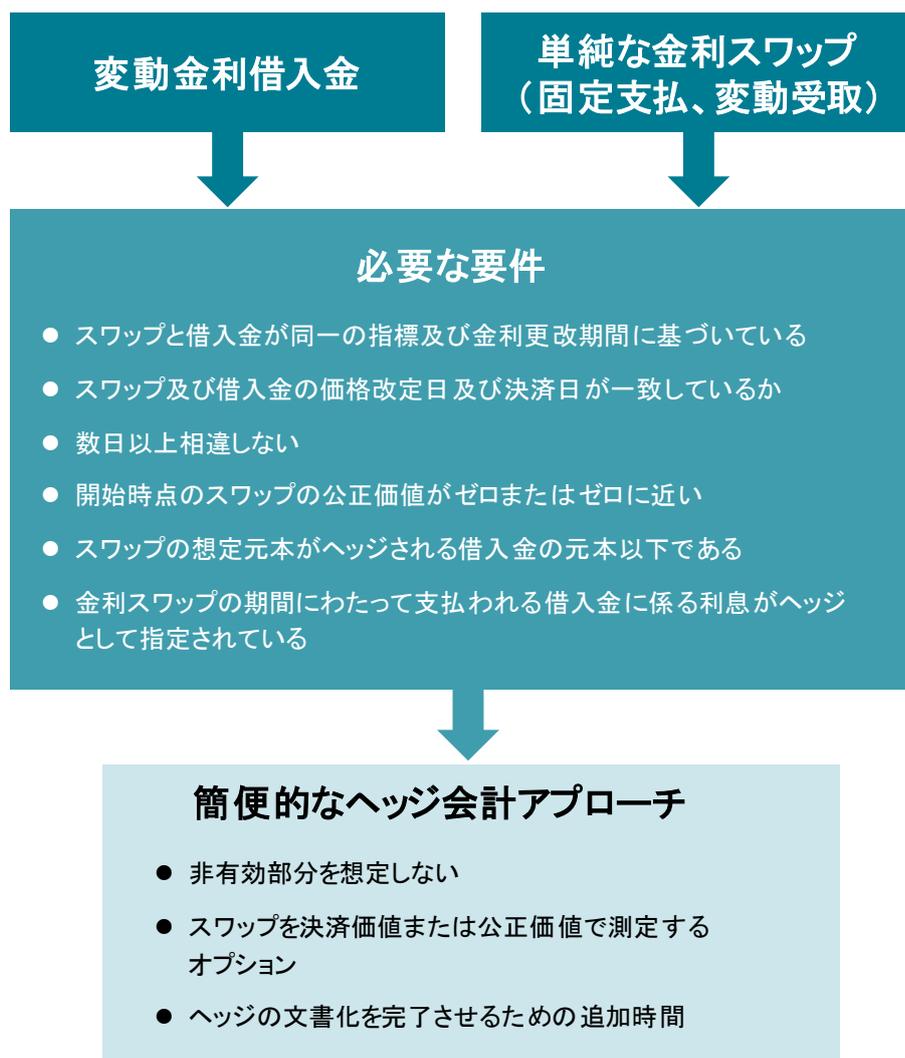
簡便的なヘッジ会計アプローチ

ASU第2014-03号は、一定の非公開企業に対して、実務上の簡便法として、適格な金利スワップに関するヘッジ関係の非有効性を想定せず、金利スワップを決済価額または公正価値のいずれかで測定するオプションを認めた。決済価額には、不履行リスクを含めない。非公開企業は、現行のヘッジ会計のガイダンスに従うことも可能である。簡便的なヘッジ会計アプローチのもとでは、ヘッジ関係の開始時にヘッジの文書化を完了させる必要はなく、企業はヘッジ関係の開始後、最初の年次財務諸表の発行日よりも前であれば、いつの時点で文書化を完了させてもよい。

簡便的なヘッジ会計アプローチを適用するためには、次のすべての要件を満たす必要がある。

- (a) スワップの変動金利と借入金の変動金利の双方が同一の指標(index)及び金利更改期間(reset period)に基づいている。この要件を満たすのは、ベンチマーク金利に限定されない。
- (b) スワップの条件が標準的(typical)であり、単純(plain vanilla)とみなされ、借入金が同等のフロアーまたはキャップを有していない限り、スワップの変動金利に対してフロアーやキャップが付されていない。
- (c) スワップと借入金の価格改定日及び決済日が一致しているか、または2、3日以上相違しない。
- (d) 開始時点のスワップの公正価値がゼロまたはゼロに近い。
- (e) スワップの想定元本がヘッジされる借入金の元本以下である。
- (f) 金利スワップの期間(またはフォワード・スターティング(forward-starting)スワップに基づく金利スワップの有効期間)にわたって支払われる借入金に係るすべての利息が、全体またはヘッジされる借入金の元本に比例して、ヘッジとして指定されている。

金融機関、非営利組織、従業員給付制度及び公開営利企業は簡便的なヘッジ会計アプローチを適用できない。



簡便的なヘッジ会計アプローチは単純なスワップについてのみ適用が認められるが、PCCはフォワード・スターティング金利スワップが、スワップされるべき予想利払いが生じる可能性が高く(probable)、かつ、必要な要件を満たす場合には、適格となる可能性があることを認めている。

金利のキャップやフロアーが付された借入金は、スワップに同等の特性がある場合には、簡便的なヘッジ会計アプローチが適用できる可能性がある。借手に金利指標を選択するオプションがある借入金は、スワップと借入金の金利が、スワップの開始時以降において同一の指標に基づく限り、適格となる可能性がある。

このガイダンスは、2014年12月16日以降開始する事業年度及び2015年12月16日以降開始する事業年度に含まれる期中期間から適用される。したがって、12月31日に事業年度が終了する企業は、2015年の年次財務諸表及び2016年の期中財務諸表から、このガイダンスに含まれている選択を行う必要がある。早期適用は、まだ財務諸表が公表されていない年次財務諸表または期中財務諸表について認められる。例えば、企業は、まだ財務諸表を公表していない2013年12月31日に事業年度が終了する財務諸表について、このガイダンスを選択適用することができる。

企業は、スワップ取引ごとに、このガイダンスの適用を選択できる。企業は、移行による調整について、修正遡及アプローチまたは完全遡及アプローチのいずれかを選択することができる。修正遡及アプローチでは、スワップの締結時(または取得時)からのヘッジ会計の適用を反映するための調整は、適用した期間のその他の包括利益累計額及び利益剰余金の期首残高並びに資産、負債の調整として計上する。完全遡及アプローチでは、それぞれの期間の財務諸表が修正され、修正は、表示する最も古い過去の期間のその他の包括利益累計額及び利益剰余金の期首残高並びに資産、負債の調整として計上する。

KPMGの見解

単純な(plain-vanilla)なスワップについてのみ、簡便的なヘッジ会計アプローチは認められている。単純なという用語は、U.S. GAAPでは定義されておらず、単純とみなされるスワップを決定するためには判断が求められる。

簡便的なヘッジ関係アプローチを適用する企業がヘッジ関係の開始後にヘッジの文書化を完了させる場合には、慎重を期すべきである。簡便的なヘッジ会計アプローチを適用できないと事後的に判断した企業は、ヘッジ関係の開始と同時に文書化が完了していないため、他の形式のヘッジ会計を適用することはできない。

簡便的なヘッジ会計アプローチはベンチマーク金利のヘッジに限定されない。したがって、このアプローチを適用する企業は、プライムレートなど、より多くの指標をヘッジすることができるようになる。

背景

非公開企業は固定金利で借入を行うことが容易でないことが多い、というフィードバックがPCCに寄せられた。非公開企業は、変動金利の借入から固定金利の借入に経済的実態を交換させるため、変動受取、固定支払のスワップ契約を締結することがあり、ASC Topic 815は一定の要件を満たす場合には、ヘッジ会計の適用を認めている⁵。しかし、多くの非公開企業は、ヘッジ会計を理解して適用するためのリソースがないと主張している。さらに、単純な金利スワップの公正価値を決定し表示することの目的適合性及びコストを疑問視する意見も寄せられた。

こうしたフィードバックに対処するため、PCCは、公正価値、文書化及びヘッジの非有効部分の測定に関連する規定の一部を軽減することにより、非公開企業が容易にヘッジ会計を適用することができる簡便的なヘッジ会計アプローチを導入した。

5 FASB ASC Topic 815「デリバティブ及びヘッジ」。 www.fasb.orgより入手可能。

【その他のPCCの活動及び次のステップ】

PCCは2013年11月12日に行われた会議で、一定のリース契約について、変動持分事業体の連結ガイダンスを適用しない代替的な会計処理の基準書案を承認した。FASBは、将来の審議において、この基準書案を承認するか否かを検討する。

FASBスタッフは、PCCの指示により論点13-01A「企業結合における識別可能無形資産の会計処理」について追加的な調査を実施している。この論点は、コメント募集のために公表された。PCCは、この論点について2014年4月の審議で討議することを見込んでいる。PCCは論点13-03B「一定の変動受取、固定支払の金利スワップの会計処理（複合金融商品アプローチ）」をアジェンダから除外した。

PCCは、株式に基づく報酬の測定及び会計処理並びに新興企業（Development Stage Entities, DSE）による累計額の表示に関するプロジェクトを追加することを検討した。FASBスタッフの調査に基づき、PCCは株式に基づく報酬に関するプロジェクトをアジェンダに追加しないことを決定した。さらに、FASBはDSEに関するプロジェクトをアジェンダに追加し、公開及び非公開のDSEに対する累計額に関する財務報告の規定を削除するASU案を公表した⁶。

6 FASB ASU案「一定の財務報告の要求事項の削除」2013年11月7日。 www.fasb.orgより入手可能。

編集・発行

有限責任 あずさ監査法人
US GAAPアドバイザー室

e-Mail: AZSA-USGAAP@jp.kpmg.com

ここに記載されている情報はあくまで一般的なものであり、一定の個人や組織が置かれている状況に対応するものではありません。私たちは、的確な情報をタイムリーに提供できるよう努めておりますが、情報を受け取られた時点及びそれ以降においての正確さは保証の限りではありません。何らかの行動を取られる場合は、ここにある情報のみを根拠とせず、プロフェッショナルが一定の状況を綿密に調査した上で提案する適切なアドバイスをもとにご判断ください。

©2014 KPMG AZSA LLC, a limited liability audit corporation incorporated under the Japanese Certified Public Accountants Law and a member firm of the KPMG network of independent member firms affiliated with KPMG International Cooperative ("KPMG International"), a Swiss entity. All rights reserved.

The KPMG name, logo and "cutting through complexity" are registered trademarks or trademarks of KPMG International.

この文書はKPMG LLPが発行しているDefining Issues®
Feb. 2014 No. 14-7をベースに作成したものです。

上記の記述及び要約を、SECレギュレーション及び潜在的または現行の規定の代用として取り扱わないようご注意ください。U.S. GAAPを適用する企業またはSECへのファイリングを行う企業は、関連する法規制及び会計規定の原文を参照するとともに、自社の一定の状況を検討し、会計及び法律顧問に相談されることをお勧めいたします。

本ニューズレターの内容に関しご質問等ございましたら、エンゲージメント・チームの担当者までご連絡ください。